

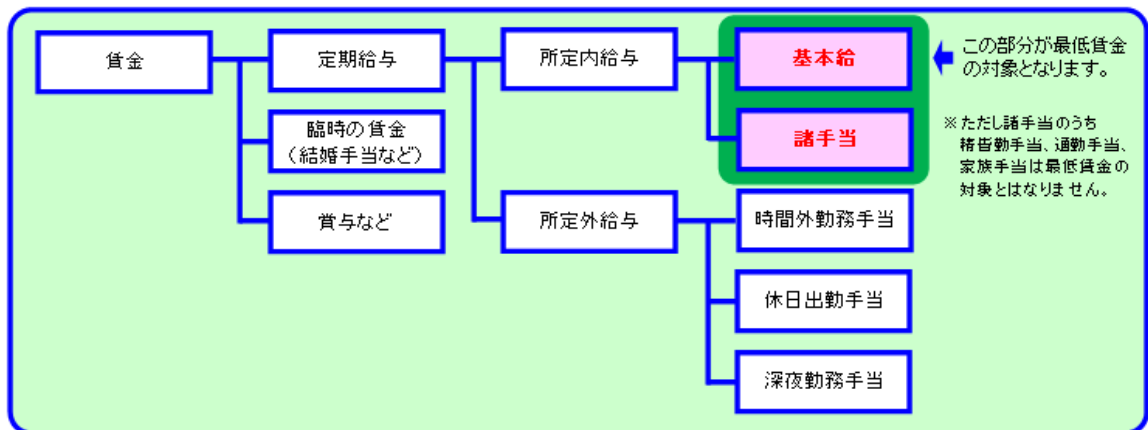
最低賃金以上か否かの確認方法

1 最低賃金の比較対象となる賃金

従業員の賃金が最低賃金以上かどうか比較する際に計算の対象となるのは、毎月支払われる基本的な賃金であり、賞与、時間外勤務手当、通勤手当、家族手当など臨時に支払われる手当等は除外されます。実際に除外される手当等は以下のとおりです。

<除外される手当等>

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与）
- ・時間外勤務手当
- ・休日出勤手当
- ・深夜勤務手当
- ・精勤手当、皆勤手当
- ・通勤手当
- ・家族手当



2 最低賃金以上か否かを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金以上となっているか否かを確認するには、以下の方法で確認します。

・月給制の場合

月給 ÷ 1か月平均の所定労働時間 ≥ 地域別最低賃金

※所定労働時間とは、休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までの時間を言います。

・日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 地域別最低賃金

・時間給制の場合

時間給 ≥ 地域別最低賃金

3 確認例

(1) Aさんの例（月給制）

- ・年間所定労働日数 250 日
- ・1日の所定労働時間 7時間30分
- ・基本給 250,000 円（月給）
- ・特殊勤務手当 15,000 円（月額）
- ・資格手当 10,000 円（月額）
- ・住宅手当 8,000 円（月額）
- ・地域手当 7,000 円（月額）

【1時間当たりの賃金単価】

- ① 月額制の基本給、各種手当をすべて合算します。

$$(250,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円} + 8,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円}) \\ = 290,000 \text{ 円}$$

- ② ①の額を1か月の平均労働時間で割り、1時間当たりの賃金単価を算出します。

$$290,000 \text{ 円} \div (7.5 \text{ 時間} \times 250 \text{ 日} \div 12 \text{ か月}) \\ = \underline{1,856 \text{ 円}} > \text{地域別最低賃金}$$

(注1) 年間所定労働日数とは、就業規則等で定める休日、休暇を除く1年間の労働日数を言います。

(注2) 1日の所定労働時間とは、就業規則等で定める休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までの時間を言います。

(注3) 1円未満の端数は四捨五入します。

(2) Bさんの例（日給制）

- ・年間労働日数 200 日
- ・1日の所定労働時間 7時間
- ・実績給 12,000 円（日給）
- ・実物給与（食事の支給） 1,000 円（日額）

- ・特殊勤務手当 15,000 円（月額）
- ・資格手当 10,000 円（月額）

【1時間当たりの賃金単価】

- ① 日額の賃金を1時間当たりの賃金に換算します。

$$(12,000 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円}) \div 7 \text{ 時間} = 1,857 \text{ 円}$$

- ② 月額で支払われる手当の額を1か月の平均労働時間で割り、1時間当たりの賃金に換算します。

$$(15,000 \text{ 円} + 10,000 \text{ 円}) \div (7 \text{ 時間} \times 200 \text{ 日} \div 12 \text{ か月}) \\ = 214 \text{ 円}$$

- ③ ①の額と②の額を合算し、1時間当たりの賃金単価を算出します。

$$1,857 \text{ 円} + 214 \text{ 円} = \underline{2,071 \text{ 円}} > \text{地域別最低賃金}$$

(注1) 1日の所定労働時間とは、雇用契約等で定める休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までの時間を言います。

(注2) 1円未満の端数は四捨五入します。

(3) Cさんの例（時間給制）

- ・1日の所定労働時間 6時間
- ・実績給 1,800円（時給）
- ・実物給与（食事の支給） 1,000円（日額）

【1時間当たりの賃金単価】

- ① 日額の賃金を1時間当たりの賃金に換算します。

$$1,000 \text{ 円} \div 6 \text{ 時間} = 167 \text{ 円}$$

- ② 時給単価に①の額を合算し、1時間当たりの賃金単価を算出します。

$$1,800 \text{ 円} + 167 \text{ 円} = \underline{1,967 \text{ 円}} > \text{地域別最低賃金}$$

(注1) 1日の所定労働時間とは、雇用契約等で定める休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までの時間を言います。

(注2) 1円未満の端数は四捨五入します。

